



秋田県公報

目 次

告示	ページ
○国土調査の指定(一二三・農山村振興課)……………	1
○地籍調査の成果の認証(一二四・農山村振興課)……………	1
○争議行為の予告(一二五・雇用労働政策課)……………	3
○平成十九年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(二六・建築住宅課)……………	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一二七・由利地域振興局建設部)……………	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一二八・仙北地域振興局建設部)……………	4
公告	
○県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)……………	4
○県営土地改良事業計画の決定(平鹿地域振興局農林部)……………	4
○特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター)……………	4

秋田県告示第百二十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一(一) 調査の種類
- 一(二) 地籍調査
- 一(三) 指定年月日
- 一(四) 平成十九年二月二十七日
- 一(五) 調査を行う者の名称
- 一(六) 秋田市

- (四) 調査地域 秋田市大字河辺北野田高屋・河辺和田の各一部
- (五) 調査期間 平成十九年四月二日から平成二十年三月三十一日まで
- (二) 調査の種類 地籍調査
- (一) 指定年月日 平成十九年二月二十七日
- (一) 調査を行う者の名称 横手市
- (四) 調査地域 横手市大字大森町の一部
- (五) 調査期間 平成十九年四月二日から平成二十年三月三十一日まで
- (三) 調査の種類 地籍調査
- (一) 指定年月日 平成十九年二月二十七日
- (一) 調査を行う者の名称 大館市
- (四) 調査地域 大館市大字花岡町・粕田の各一部
- (五) 調査期間 平成十九年四月二日から平成二十年三月三十一日まで
- (四) 調査の種類 地籍調査
- (一) 指定年月日 平成十九年二月二十七日
- (一) 調査を行う者の名称 男鹿市
- (四) 調査地域 男鹿市五里合大字中石の一部
- (五) 調査期間 平成十九年四月二日から平成二十年三月三十一日まで
- (五) 調査の種類 地籍調査
- (一) 指定年月日 平成十九年二月二十七日
- (一) 調査を行う者の名称 潟上市
- (四) 調査地域 潟上市

秋田県告示第百二十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月六日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行った者の名称 大館市
- (一) 成果の名称 大館市の地籍図及び地籍簿
- (一) 測量及び調査を行った地域 大館市大字早口の一部
- (四) 実施年度及び認証面積 平成十七年度及び平成十八年度
- (一) 〇・五八平方キロメートル
- (五) 認証年月日 平成十九年二月二十七日
- (二) 調査を行った者の名称 山本郡藤里町
- (一) 成果の名称 山本郡藤里町の地籍図及び地籍簿
- (一) 測量及び調査を行った地域 山本郡藤里町大字藤琴・粕毛の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積 平成十七年度及び平成十八年度
- (一) 〇・六三平方キロメートル
- (五) 認証年月日

- (三) 平成十九年二月二十七日
調査を行った者の名称
山本郡八峰町
成果の名称
- (四) 山本郡八峰町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
山本郡八峰町大字八森の一部
実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
〇・三〇平方キロメートル
認証年月日
平成十九年二月二十七日
調査を行った者の名称
男鹿市
- (五) 男鹿市の地籍図及び地籍簿
成果の名称
男鹿市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
男鹿市戸賀大字加茂青砂の一部
実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
一・〇二平方キロメートル
認証年月日
平成十九年二月二十七日
調査を行った者の名称
秋田市
- (六) 秋田市の地籍図及び地籍簿
成果の名称
秋田市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
秋田市大字河辺北野田高屋の一部
実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
〇・七二平方キロメートル
認証年月日
平成十九年二月二十七日
調査を行った者の名称
由利本荘市
- (七) 由利本荘市の地籍図及び地籍簿
成果の名称
由利本荘市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
由利本荘市大字大築の一部
実施年度及び認証面積

- (八) 平成十七年度及び平成十八年度
三・五六平方キロメートル
認証年月日
平成十九年二月二十七日
調査を行った者の名称
大仙市
- (九) 大仙市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大仙市大字刈和野の一部
実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
〇・二八平方キロメートル
認証年月日
平成十九年二月二十七日
調査を行った者の名称
仙北市
- (十) 仙北市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
仙北市大字角館町山谷崎の一部
実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
〇・六〇平方キロメートル
認証年月日
平成十九年二月二十七日
調査を行った者の名称
雄勝郡羽後町
- (十一) 雄勝郡羽後町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
雄勝郡羽後町大字大久保・杉宮の各一部
実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
〇・四三平方キロメートル
認証年月日
平成十九年二月二十七日
調査を行った者の名称
湯沢市
- (十二) 湯沢市の地籍図及び地籍簿
成果の名称

- (十三) 湯沢市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
湯沢市大字皆瀬の一部
実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
〇・七五平方キロメートル
認証年月日
平成十九年二月二十七日
調査を行った者の名称
大仙市
- (十四) 大仙市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大仙市大字太田町川口の一部
実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
〇・九五平方キロメートル
認証年月日
平成十九年二月二十七日
調査を行った者の名称

- (一) 由利本荘市
- (二) 成果の名称
- (三) 由利本荘市の地籍図及び地籍簿測量及び調査を行った地域
- (四) 由利本荘市大字東由利館合・東由利田代の各一部
- (五) 実施年度及び認証面積
- (六) 平成十七年度及び平成十八年度
- (七) 二・二九平方キロメートル
- (八) 認証年月日
- (九) 平成十九年二月二十七日

秋田県告示第百二十五号

平成十九年二月二十一日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、公表する。

平成十九年三月六日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

- (一) 賃金の改善に関する事。
- (二) 諸手当の改善に関する事。
- (三) 要員確保に関する事。
- (四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時 平成十九年三月十五日以降事件解決の時まで、連日又は短時間間において行なう。

三 場所

- 鹿角市花輪字八正寺十三番地 鹿角組合総合病院
 - 北秋田市花園町十番五号 北秋中央病院
 - 能代市落合字上前田内 山本組合総合病院
 - 山本郡三種町森岳字田尻百七番地 山本組合総合病院
 - 森岳診療所
 - 南秋田郡八郎潟町川崎字具保三十七番地 湖東総合病院
 - 秋田市飯島西袋一丁目一番一号 秋田組合総合病院
 - 由利本荘市川口字家後三十八番地 由利組合総合病院
 - 大仙市大曲通町一番三十号 仙北組合総合病院
 - 横手市駅前町一番三十号 平鹿総合病院
 - 湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地 雄勝中央病院
 - 秋田市八橋南二丁目十番十六号 秋田県厚生連本所
- 概要 救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

ツク、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第百二十六号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十三条の規定により、平成十九年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)第十三条の規定に基づき、告示する。なお、試験の実施に関する事務は、法第十五条の十七第一項の規定により、秋田県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成十九年三月六日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 二級建築士試験

(1) 学科の試験

ア 日時 平成十九年七月一日(日) 午前十時から午後五時十分まで

イ 場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目十番十六号)

(2) 設計製図の試験

ア 日時 平成十九年九月十六日(日) 午前十一時三十分から午後四時まで

イ 場所 秋田県生涯学習センター(秋田市山王中島町一番一号)

(二) 木造建築士試験

(1) 学科の試験

ア 日時 平成十九年七月二十二日(日) 午前十時から午後五時十分まで

イ 場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目十番十六号)

(2) 設計製図の試験

ア 日時 平成十九年十月十四日(日) 午前十一時三十分から午後四時まで

イ 場所 秋田県生涯学習センター(秋田市山王中島町一番一号)

二 学科の試験の科目

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

三 受験資格

法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込みの手続

- (一) 受付場所における受験申込み
- (2) 受験申込みに必要な書類
- ア 受験申込書
- イ 添付書
- (3) 受験資格を有することを証する書類
- (4) 写真(二枚、受験申込前六カ月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、無背景の縦五・五センチメートル、横四・〇センチメートルのもの)
- (5) 受験申込書用紙の交付
- ア 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成十九年四月二日(月)から同月十三日(金)まで
- イ 場所 社団法人秋田県建築士会の事務所(中央支部以外の各支部の事務所を含む。)
- (6) 受験申込書の受付
- ア 場所及び期間
- (7) 社団法人秋田県建築士会の事務所(秋田市山王二丁目七番三号 山王ウエスタビル三階)においては、平成十九年四月九日(月)から同月十三日(金)まで
- (8) 社団法人秋田県建築士会北秋支部の事務所(大館市片山町三丁目十三番三号 富士静夫設計計画事務所内)においては、平成十九年四月九日(月)及び同月十日(火)
- イ 時間 午前十時から午後四時まで
- (9) 受験申込みの方法
- (10) 受験申込書は、直接受付場所に提出すること。
- (11) インターネットによる受験申込み
- ア 期間 平成十九年四月一日(日)から同月六日(金)まで
- イ 時間 受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで
- (12) 受験申込みの方法
- 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaec.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
- (13) 受験手数料
- 額 一万五百円
- (14) 納付方法 郵便為替により、財団法人建築技術教育普及センターに納付すること。(インターネットによる受験申込者は、財団法人建築技術教育普及センター指定のクレジットカード)

ード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。
合格者の発表
平成十九年十二月上旬に秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

なお、学科の試験については、二級建築士試験は平成十九年八月下旬に、木造建築士試験は九月上旬に、それぞれ合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

七 試験についての問い合わせ先
財団法人建築技術教育普及センター東北支部(電話〇二二—二二三—三二四五)
社団法人秋田県建築士会(電話〇一八—八六三—六三四八)
その他

(一) 設計製図の試験の課題は、平成十九年六月中旬から試験当日まで、財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場に掲示する。
(二) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

秋田県告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十九年三月六日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称
由利本荘市

二 都市計画事業の種類及び名称
本荘都市計画下水道事業 由利本荘市公共下水道(本荘処理

区)

三 事業施行期間
昭和五十六年十一月十日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地
(一) 収用の部分

昭和五十六年秋田県告示第八百六十九号、昭和六十二年秋田県告示第五十九号、平成三年秋田県告示第二百零号、平成五年秋田県告示第百三十三号、平成十一年秋田県告示第七百六十四号、平成十三年秋田県告示第三百六十四号及び平成十六年秋

田県告示第三百十三号の事業地に、大字下大野、大字出戸上野、大字東梵天、大字訓練場並びに大字石脇字石脇及び字下畑を加え、大字上大野、大字松街道、大字一番堰、大字巢組、大字鍛冶町、大字桶屋町、大字中横町、大字大町、大字上横町、大字田町、大字裏尾崎町、大字水林、大字今野谷地、大字井戸尻、大字片町、大字浜ノ町、大字瀧浜、大字瀧浜北地並びに大字石脇字田尻野、字田尻及び字田中において事業地を変更する。
(二) 使用の部分
なし

秋田県告示第百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十九年三月六日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称
大仙市

二 都市計画事業の種類及び名称
大曲都市計画道路事業 三・三・八号 駅東線
三・四・四号 中通線
三・四・十一号 花園線

三 事業施行期間
平成十四年三月十二日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地
(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
なし

公 告

平成十九年二月二十六日県営土地改良事業(神岡下川原地区担い手育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十九年三月六日

秋田県知事 寺田典城

平成十九年二月二十六日県営土地改良事業(下夕野地区担い手

育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十九年三月六日
秋田県知事 寺田典城

平成十九年二月二十七日県営土地改良事業(白岩第一地区ほ場整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十九年三月六日
秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十九年三月六日
秋田県知事 寺田典城

一 横手市増田町亀田字下夕町四十三番地田中隆ほか十七名
(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(亀田堰地区ため池等整備事業)計画書の写し
(二) 縦覧期間 平成十九年三月七日から同年四月四日まで
(三) 縦覧場所 横手市役所平鹿地域局、同増田地域局
(四) 横手市雄物川町東里字水尻三十九番地高橋茂ほか十八名
(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(平鹿平野地区かんがい排水事業(国営附帯))計画書の写し
(二) 縦覧期間 平成十九年三月七日から同年四月四日まで
(三) 縦覧場所 横手市役所横手地域局、同平鹿地域局、同雄物川地域局、同大雄地域局、同十文字地域局、大仙市役所

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
平成十九年三月六日
秋田県知事 寺田典城

一 落札に係る物品の名称及び数量
小型貨物自動車 六台
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号

- 三 落札者を決定した日
平成十九年二月二十三日
- 四 落札者の名称及び住所
秋田三菱自動車販売株式会社 秋田市川元開和町四番十七号
- 五 落札金額
八百二十八万四千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成十九年一月二十三日

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄